

令和6年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年12月12日

招集年月日	令和6年12月6日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年12月 6日 午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和6年12月12日 午後 3時20分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	大 江 昭 典	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	10 番	津 田 宏		11 番	佐々木 美知夫	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人	
	副 町 長	木 村 富 美		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	宇 田 康 弘		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 裕 子		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和6年12月12日

	諸般の報告
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて
議案第63号	安芸太田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第64号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第65号	安芸太田町いこいの村ひろしま条例の一部改正について
議案第66号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について
議案第67号	令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）
議案第68号	令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第69号	令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第70号	令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）
議案第71号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第72号	安芸太田町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び安芸太田町パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第73号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第74号	令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）
議案第75号	令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第76号	令和6年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第77号	令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第78号	令和6年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第79号	令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）
議案第80号	令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第2号）
発委第4号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

陳情第 26 号	道の駅「来夢とごうち」再整備計画に関する要望書について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和6年第7回定例会
(令和6年12月12日)
(開会 午後1時30分)

○中本正廣議長

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付しているとおります。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から配付のとおり追加議案が送付されています。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 承認第6号

○中本正廣議長

日程第2、承認第6号、専決処分承認を求めることについてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますので追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。承認第6号、専決処分承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。それではページのほうを進めていただきまして、専決処分書でございます。令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第5号）でございます。こちらの一般会計第5号の補正につきましては、先に行われました衆議院議員選挙、これらに係る予算が急ぎ必要となったため、専決処分をさせていただいたものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,029万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,988万6千円を定めるものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第6号、専決処分承認を求めることについてを起立により採決します。承認第6号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって承認第6号、専決処分承認を求めることについてはこれを承認することに決定しました。

日程第3. 議案第63号

○中本正廣議長

日程第3、議案第63号、安芸太田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第63号、安芸太田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。令和7年度から指定管理者により入居を開始いたします安芸太田町地域優良賃貸住宅について、それぞれの法律要綱に基づきまして、地域優良賃貸住宅また駐車場共同施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものでございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、入居に際して、ほかの町営住宅今分かりませんが以前は連帯保証人という形で保証人が必要だったと思うんですが、これに関してはどのようになっていますか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。こちらはですね、こちらの条例の中の第11条ですけど、こちらの、12条です、12条の(1)のほうに連署ということが書いてありますので、2名の方の保証人が必要になります。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。この定住住宅については上殿、筒賀、それと土居が3か所あるんですが、3か所とも3月31日までに全て完成予定かどうかということと、現在の入居申込どうか、の状況について教えてください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。こちらの住宅は令和7年度当初目指しています4月を目指して準備はしております。天候のこともございますので確定はできませんが、目指して、今予定で準備を進めております。募集のほうですけど、よろしいですか、はい。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

募集の申込みというのは、これから正式な応募の期間に入っていますので、まだ正式な申込みではないんですが、先般行いましたweb上での説明会では、10人程度10組程度の視聴がございまして、そのうち5組の御家族が入居してみたいという意向は示されておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

すいません、何度も。地域づくりということでよく話には出るんですけど、入居される方の自治振興会への加入の強制は難しいと思いますけど協力とか、そういう要請とか要望に関しては、入居当時に一応は説明はされますか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、こちら募集と入居のほうは指定管理者の方がするんですけど、そのしおりの中にやはり同じようにですね、町営住宅と同じように、地域と関わってくださいというお願いはするようにはしております。はい。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号、安芸太田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第63号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第63号については原案のとおり可決しました。

日程第4. 議案第64号

○中本正廣議長

日程第4、議案第64号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを、ちょっと待ってください、議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により除外に該当する影井伊久美議員の退場を求めます。

(影井伊久美議員 退場)

追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、議案第64号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。この改正につきましては、非常勤特別職の一部において、報酬の見直しが行われていないことなどに鑑み、時勢に応じた引上げが必要と認められた職について、それぞれ増額を行おうとするものでございます。職の詳細につきましては、先ほどの全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい今回の改正は、教育委員及び農業委員会の委員が主なものですが、他の選管委員であるとか、監査委員というのについては、広島県平均とか全国平均に比べてどういう状況で改正を見送ったか教えてください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。まず選挙管理委員というお話ございました。選挙管理委員の関係につきましては、先にですね、全国統一の改正が行われております。こちらに合わせて、改定をさせていただいたところでございます。また監査委員というお話がございました。監査委員に関しては今回見合せをさせていただいております。これはですね、合併しました広島県の五町、これを比較しても、私どもの町の監査委員が一番高かったということで、今回、引上げに関しては見合せをさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

民生委員さんについてですが、民生委員さんについては民生委員法の中で報酬を出さないという決定があるんですが、費用弁償なんかもいろいろ上がると状況の中で今回見直しをかける予定はなかったんですか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。誠に恐れ入りますが費用弁償に関してはそれぞれの旅費規程で支出をしております。おっしゃるとおり、非常に旅費、また、これはですね宿泊費なんかも非常に高くなってきているので、国の職員の部分の改正についても、このあたりの上限というのは上がってきておりますので、その運用の中でまた見直しをさせていただければと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第64号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第64号については、原案のとおり可決いたしました。影井議員の入場を許可します。

(影井伊久美議員 入場)

日程第5. 議案第 65 号

○中本正廣議長

日程第5、議案第65号、安芸太田町いこいの村ひろしま条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。議案第65号、安芸太田町いこいの村ひろしま条例の一部改正について説明いたします。本件施設につきましては、これまで民間活力により、さらなる有効活用について検討していたところでございます。売却に係る公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者が決定したため、対象物件となる本館施設などの用地に関し、大字松原1番地1から大字松原1番地53に改めるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、この施設の売却時期について大体的見込みが決定してれば。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、売却時期が今年度末までに売却をするように予定をしているところでございます。そのため、仮契約書を経て、また広島県の自然公園法また林野庁のチップボイラーなどによる届

出を完了後、許可後、本契約を結び、その後、3月までには譲渡手続を完了したいという考えで今いるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号、安芸太田町いこいの村ひろしま条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第65号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第65号については、原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第 66 号

○中本正廣議長

日程第6、議案第66号、安芸太田町公の施設の指定管理の指定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

議案第66号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町加計農水産物加工直売施設、現在の川登ビオトープでございます。指定管理者名称、地域活性化団体GROUPさくら会 代表 加藤英生。所在地、広島県山県郡安芸太田町字加計1994番地1。指定の期間、令和7年4月1日から令和9年3月31日でございます。以上です。よろしくお願いたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、末田議員。

○末田健治議員

はい。これは事前の説明では指定管理料が0円ということで説明がございましたが、当該施設は、建物以外に植栽がたくさんあるように思うんですが、その辺りの管理はその管理者が行うのか、それとも敷地料を含めたその施設の設置者であります安芸太田町が見るのか。その辺についてちょっと確認をさせてください。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

はい、ここにありますなかなか大きな敷地でございますが、植栽も結構広い広範囲ではありますが今のところ指定管理者のほうにおいて、草刈り等を行っていただいているところがございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。指定管理者において行うということでございますが、そうは言っても結構な、植栽本数面積もありますので、指定管理者に負担が行きますと、当然、経営がまた圧迫するということになりますので、十分その辺は、検討いただいたほうがいいんじゃないかなということを申し上げておきます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第66号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第66号については原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第 67 号

○中本正廣議長

日程第7、議案第67号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。追加説明があれば受けます。はい。郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、議案第67号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ8,101万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億90万2千円と定めるものでございます。第2条におきましては、債務負担行為の補正でありまして、そして第3条につきましては地方債の補正をさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして34ページ、第1表を御覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から農地災害復旧事業に係る分担金としまして100万。戸籍システム改修補助金の精査や児童扶養手当給付に係る負担金であります国庫支出金として47万3千円の減額のほか、災害復旧事業に係る県支出金、212万1千円。財政調整基金を含む基金からの繰入金5,717万2千円。さらには諸収入としての雑入99万6千円。この雑入につきましては、光ケーブルで修繕に係る建物共済金となっております。そして町債としまして、2,020万円をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続きまして次のページ35ページ、歳出のほうでございます。上から総務費、民生費につきまして最後の災害復旧費まででございますけど、この表のとおり所要額をそれぞれ補正するものでございます。続いて36ページを御覧ください。第2表の債務負担行為の補正でございます。表の事項欄に明示しておりますが、児童生徒端末更新事業につきまして、児童生徒1人1台端末の機器更新のための事業費を、表に定める期間に応じまして所要額を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。次に37ページとなります。第3表の地方債の補正でございます。今回の地方債の補正につきましては、町道及び農地における災害復旧工事のために、表のとおり災害復旧事業債の限度額を増額して対応するものでございます。それでは各補正予算の詳細につきましては、担当課のほうから御説明申し上げます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは各担当課から事項別明細書により説明を申し上げます。はい、それではまず総務課のほうからです。45ページ、46ページのほうをお開きください。総務費、一般管理費の中で、諸費でございます。まず、一般管理事業としまして23万8千円予算計上させていただいております。こちらに関しましては、職員の旅費でございます。議会研修等へ随行等させていただきました。こちらの旅費の増によるもので計上させていただいております。その下段、文書広報費でございます。委託料として10万6千円計上させていただきました。こちらに関しましては、メール便の委託料の増額でございます。最低賃金が改定によるものでございます。少しペ

ージが飛びます。はい、54ページのほうをお開きください。消防費でございます。まず、非常備消防運営事業といたしまして需用費、42万円を計上させていただいております。こちらに關しましては、消防車の車検時の修繕料の増額によるものでございます。その下段、負担金補助及び交付金でございます。45万9千円計上させていただきました。こちらは消防第22部ですね、屯所の屋根の緊急修繕でございます。田吹でございます。屋根が雨漏りが始まっておりますため、地元の消防施設ということで、補助金として45万9千円計上させていただいたものでございます。総務課のほうは以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、企画課から補正予算の説明をさせていただきます。46、47ページをお願いいたします。1項総務費、総務管理費、6目の諸費におきまして、高速ブロードバンド基盤整備促進事業の委託料855万9千円の増額補正をさせていただいております。これは現在整備中の定住促進団地に対応するため、上殿の地域の設備を一部増強する必要がございまして委託料が195万8千円、それから光ケーブルのスポット補修に要する経費につきまして、不足分を660万1千円を増額するものでございます。続いてその下の枠でございます。2項企画費の企画政策費、定住促進事業の負担金補助及び交付金270万円の増額補正でございます。これは定住促進に係る補助制度のうち、通勤助成につきまして、新規の申請者が予定より上回っておりますことから、増額補正をするものでございます。同じく企画政策費のまち・ひと・しごと創生事業のうち、役務費を30万6千円増額補正をさせていただいております。これは地域通貨moricaのシステム利用料について、チャージ額に応じた従量制となっておりますことから、昨年度実施したプレミアムキャンペーン実施以降、通常時におきましても、チャージ額が順調に推移しておりまして、前年度見込みで、今年度の見込みで前年度比17%増の2億7,600万円のチャージ額が見込まれ、これに対応するためのシステム利用料を増額するものでございます。よろしく申し上げます。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。続いて健康福祉課のほうから、補正のお願いをするものです。同じく、46ページ、47ページのほうを御覧ください。総務費の中の総務管理費、諸費のほうですが、償還金として252万円を計上しております。こちらは令和5年度に実施をいたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、住民税非課税世帯に7万円を給付するものですが、こちらにかかります事業実績に伴う、国への返還分でございます。続いて、1枚めくっていただきまして、48ページ、49ページのほうをお開きください。民生費です。社会福祉総務費のほうで成年後見人制度事業について報償費として57万6千円を計上しております。こちらにつきましては、成年後見人等への報酬の一部を助成する制度で、経済的な理由で報酬の支払いが困難な者が増加するため、成年後見人へ支払う費用の増額分をとして今回計上させていただきました。続いて、社会福祉施設の高齢者生活福祉センター事業について、負担金補助及び交付金として52万円を計上しております。こちらにつきましては、グリーンスパつづがを利用して実施をしております高齢者等入浴優待割引事業における利用者増に伴う助成金の増額分でございます。続いて老人福祉費、老人ホーム措置事業について、委託料として720万円を計上しております。こちらは入所者の措置費について、介護職員の処遇改善のため、入所者1人当たりにかかる支弁額が増加したことと、さらには入所者が、年度当初より、増員したことによる措置費の増額分でございます。児童手当費、児童扶養手当給付事業について、扶助費として、185万円を計上しております。こちらは、新規の認定等が4名増えたこと、さらには法改正に伴い、所得限度額と第三子以降の加算額が引

上げられたことに伴う扶助費の増額分でございます。続いて、50ページ51ページのほうをお開きください。生活保護総務費、総務管理事業について、役務費として26万4千円、さらには委託料として21万8千円を増額しております。こちらは生活保護のレセプトを管理するシステム運用において、物価高騰等に伴う、単価の引上げにより、今回、役務費、委託料をそれぞれ増額させていただくものでございます。続きまして、今度は衛生費のほうで、予防費の母子保健事業について、償還金として、36万3千円を計上しております。こちらは令和5年度に実施いたしました事業にかかります。実績に伴う返還金でございます。さらには、病院費、病院事業会計補助金として、負担金補助として691万9千円を計上しております。こちらは安芸太田病院事業におきます法改正に伴う児童手当分及びガス給湯器井水ポンプの修繕分について、病院事業会計に補助金として交付するものでございます。健康福祉課から主なものは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。住民課から説明をさせていただきます。48ページ49ページになります。1番上の社会福祉総務事業の負担金補助及び交付金でございます。574万4千円の増額です。令和5年度の後期高齢者医療に係る療養給付費負担金に伴う精算に伴う増でございます。少し下に下がっていただいて、身体障害者福祉給付事業でございます、285万1千円。そしてその下の乳幼児医療給付事業45万8千円、さらにその下のひとり親家庭医療給付事業34万5千円、それぞれ増額をしておりますがこれは令和5年度の補助事業精算に伴う償還金でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、ページが6款の50ページ、51ページになります。農林水産業費でございます。50、51ページの下の下1番下のほう見ていただければと思います。需用費として、28万6千円を計上しております。これにつきましては、寺領農業構造改善センター、浄化槽ポンプの修繕に要する経費として、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課から補正の説明をさせていただきます。ページ52ページ53ページです。上段の農林水産業費、農地費です。こちらは、農業施設補助事業でございます。いわゆる4割5割補助ですけど、こちらのほうで道路1地区水路1地区の補助事業の補正をお願いしております。金額79万4千円です。続きましてその下土木費です。道路維持管理事業、こちらは冬季の道路への倒木等の除去の補正をお願いしたいと思っております。6地区で路線委託ございますのでこちら100万ずつ600万円でございます。それとすいません需用費でございますが、こちらは道路照明電気代の高騰によります24万円の補正のお願いです。続きましてその下、住宅費です。こちらは現在入居されている住宅の今後の緊急対応ということで100万円の補正をお願いしたいと思っております。最後です。1番下です。土木費、河川費、こちら11月初旬の大雨の倒木処理、河川内の倒木処理を実施させていただきたく、100万円の補正をお願いしております。次ページです。こちらの中ほど、11災害復旧費、こちら上段中ほどは公共土木施設災害復旧事業で、町道2路線の今回は11月豪雨の災害です。ね委託料のほうを補正をお願いしたいと思っております。その下、災害復旧費ですけど農林水産業の農地費の農地災害復旧事業です。こちらは、委託料は、11月2日の豪雨で2地区の農地が被災を受けましたのでこちらの300万円と工事請負費1千万円、こちらは8月の10号台風によります柴木地区の農地の工事費の補正でございます。その下、

林道施設災害ですが、こちらは、こちら11月2日の豪雨で林道松原線の路肩崩壊がいたしましたのでそちらの委託料の補正をお願いするものです。はい、以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

まず50ページの保健衛生総務管理事業で、扶助費にふるさと未来夢基金が充ててあると思うんですが、ふるさと納税の財源を扶助費に充てたのは何か特別の意味があるのかどうかお聞きしたい。それと病院事業補助金がここに、691万9千円ありますが、先ほどの説明では給湯器等の修繕費ということでありましたが、病院事業と一般会計につきましては一応繰入基準というのが存在すると思いますが、そういった修繕費等々にも幅広く、繰入を増やしてくるとやっぱり病院事業に対する繰出が膨大に増えてくるのではないかと思います。非常に病院事業大切ですから悪いことではないんですけど、やっぱり繰出基準に沿った繰出と。色々その辺を基準を明確にして、病院事業と話をすべきだろうと思いますんで、その辺をちょっと答弁お願いします。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、2点ほど御質問いただきまして、1点目が保健衛生総務管理事業などの扶助費のほうにふるさと納税の財源を充てられてるといってこなんですけど、この中身につきましては、乳幼児医療の通院ということで、新たに近々に始めたここ数年始めた新しい事業ということと、あと子育て支援の観点からということで、ふるさと納税の財源を充てさせていただいているものでございます。もう1点病院事業会計への補助金ということで議員御指摘のとおり繰入基準等、それは国の基準ではございますし、安芸太田町、町のほうにとってもその基準に基づいて、あと交付税措置の基準ということで繰出をさせていただいております。今の修繕費的なところにつきましては今回繰出す理由としましては、これまで設備投資的なところをずっと繰延べてきたといったところで、4条予算的な要素があるといったことの判断の中で繰出をさせていただいたものでございます。一応今後の繰出の部分についてもですね、しっかりと整理をしながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい小島議員。

○小島俊二議員

はい繰出につきましては建設改良4条予算分についても、法律では2分の1であるとか、3分の2であるとか基準があります。それが全額とかなると、なかなか基準が明確になってこないんで、その辺は今後は建設改良等に対する2分の1とかいうことをまず基準を明確にしといて、それから基準外ということはどうしても繰出すべきことは繰出す必要があるのではないかと思いますんで、その辺は一応言っておきます。それと債務負担行為で教育委員会のほうで児童生徒端末機更新事業があるんですが、この事業概要について簡単に説明をお願いします。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、このたびの債務負担行為でございますが、今年度から来年度にかけてですね、GIGAスクール構想の着実な推進に向けて、児童生徒の端末を更新するものとして債務負担行為を行うものでございます。今回この端末本体をですね、文科省が定めております国の補助要件であります県の単位での共同調達によって調達を行うものでございます。広島県においては、県

内15市町で構成します広島県のG I G Aスクール推進協議会を立ち上げて、安芸太田町も協議会に参加しております。その協議会において、令和7年度の一般会計予算議決前の令和7年2月に、機器の本体の調達、また搬入また設置など、そして、既存の本体の改修、そういったものの要求事項として取りまとめたものを、共通仕様書に基づいて共同の調達を行うものでございます。その共同調達によって、令和7年度中において、令和6年度中において、事業者を選定するものとして、今回の債務負担行為として設定を行ったものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。この補助金3分の2の補助金ということで非常に有利な補助金なんですけど今回の更新に当たってはそれが利用できるんですが、将来的に次の更新時期について、この補助金の継続等というのは見込みはどんなでしょう。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、今回ですねこの端末の耐用年数であります5年を目途にですね、端末とこれにかかりますソフトウェアとかの整備を行う予定でございます。第2期のG I G Aスクール構想の令和7年度からの5か年の間の部分として、この端末も整備しまして、学校での個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、学校現場におけます教育の向上を目指すものとして行うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。影井議員。

○影井伊久美議員

8款3項、土木費の住宅費、住宅管理費のところでございます。町営住宅の修繕、玄関ドア床などの費用にということをお伺いしておりますが、今後、令和7年度公共施設個別管理計画を取りまとめられるということで、こういった、細かいところも入ってくるのかどうかをお伺いします。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、個別管理計画との関連性ということでご質問いただいたと思います。細かい修繕とかですねそういった部分については個別計画の中で明記ということはなかなか難しいとは思いますが、全体的な個別計画のほうでは、全体の施設の在り方ですね。どれぐらいもたせるかとか、将来どうするかという大きいちょっとくりになろうかと思っておりますので、そういった中で、その分が整理できるかなというふうに思っております。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。これから行う個別施設管理計画ですね。この部分につきましては、大規模な改修、計画的な大規模な改修というのはもちろん加味する必要があると思いますが、今のような住宅、いわゆる住まれる方がいらっしゃる。そこで必要な維持修繕を行うことについては、これやはり必要なことだと思いますので、その小さな部分っていうのは個別施設管理計画の中に入れ込んでいくということは今のところは考えてないということでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

48ページの成年後見人制度ですけど、今実際利用されている件数と、それからこのように低所得者の方には補助が出るということなんですかね。後見人になれる人っていうのは公的機関の方なのかどうなのかその3点お願いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。御質問のありました後見人、正確な数字で申しますとちょっと定かではないんですが5件以上は必ずあります。この報酬と成年後見の報酬としてお支払いさせていただくのは、あくまでも、生活保護等、個人的に資金を持ちでない方の分について、町が肩代わりして払うというものでございます。成年後見人になれる方は、家庭裁判所のほうで選任されますので、その選任された方への支払いということになります。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）を起立により採決します。議案第67号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第67号については原案のとおり可決いたしました。

日程第8. 議案第 68 号

日程第9. 議案第 69 号

日程第 10. 議案第 70 号

○中本正廣議長

日程第8、議案第68号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第10、議案第70号、令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第68号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。このたびの補正でございますが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ24万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,003万円と定めるものでございます。今回の補正は、正規職員が中途退職をしたことに伴いまして会計年度任用職員の報酬を増額するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。議案第69号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出の総額にそれぞれ49万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,862万2千円と定めるものでございます。すいません。ちょっと失礼します。はい、今回の補正でございますが、一般介護予防事業の実施において例年、年度当初に事業対象者の選定にかかります、基本チェックリストを送付しておりましたが、次年度、早期に事業実施ができますよう、県からも指摘を受け、事業実施対象者選定の取り組み

方を改善するために必要となります。用紙代やリスト送付に係る通信費等を合わせた金額を増額するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。病院会計、病院いいんですか。説明は。病院の説明。はい、正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

すいません、失礼しました。議案第70号、令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第2条、収益的収入及び支出の補正についてです。病院事業収益、費用ともに総額が20億5,323万2千円で、補正予定額692万5千円を補正し、20億6,015万7千円とするものです。第3条において、資本的収入及び支出のうち、支出についての補正です。戸河内診療所での検査機器更新のために、既決予定額1億4,526万2千円に、18万1千円を増額し、1億4,544万3千円とするものです。次のページです。第4条について、議会の議決を得なければ流用することのできない経費です。職員給与費につきまして、既決予定額12億466万4千円、補正予定額162万円を追加させていただき、計12億628万4千円とするものです。第2条の詳細について、収益的収入と支出で説明いたします。医業外収益の補助金につきましては、安芸太田病院においてガス給湯器と井水用のポンプが故障したため、緊急で修理を行いました。今回財源を町からの補助金として町に財源補助を依頼し、補助金として、医業費用、経費の修繕費の補正額と同額529万9千円補正するものです。負担金交付金については、給与費の手当に計上している児童手当の改正による補正額、162万円と同額を、町から繰入金として補正するものです。給与費明細の中で、一般職員と会計年度任用職員のそれぞれの児童手当の補正額を計上しています。最後のページに計上している器械備品購入費として18万1千円を増額しております。購入に際して必要な経費処理として、収益的収支の中で、長期前受金戻入、固定資産除却費、雑支出をそれぞれ計上し、差額については委託費の減額が見込まれるため減額して補正するものです。説明のほうは以上になります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。ただいまの病院事業の補正についてお尋ねをいたします。今御説明で内容的には分かったんですが、これいわゆる資産が増となっているものであるんで、この説明には貸借対照表が必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○中本正廣議長

はい、正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

はい。確かに資産の増減があるので、おっしゃるとおりでございます。患者さんのところの対象になりましたので、緊急にすみません処理をさせていただいたというところでございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

そういうことであればですが、一応先ほど言いましたように、資産の増ということで、減価償却費等も変更となっておりますんで、必ず貸借対照表の表示は必要と思います。ちょっと細かいこと聞くんですが、ここの中に資産減耗費、これはいわゆる除却費だと思うんですが、1万6千円上がってますが、この中身が分かれば教えてください。資産減耗費の中身。

○中本正廣議長

はい、正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

戸河内診療所のほうで使ってた検査機器のほうを除却しますので、そちらの資産減耗費ということで聞いております。

○中本正廣議長

はい佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。それは分かりました。ということで今度医業外収益のほうの長期前受金、これ、戻入（れいにゅう）と読むのか戻入（もどしいれ）と読むんですかですが、これ戻入（もどしいれ）なんですよね。戻入（れいにゅう）というのはですね、金額を誤って納めたとかなんとかの時に戻入（れいにゅう）という言葉使うんで、この場合は金額のあれじゃないんで、本来は戻入（もどしいれ）となりますんで、あれです。ですがこの6千円はその関連の6千円で考えてよろしいですか。

○中本正廣議長

正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

はい、おっしゃるとおりで購入したときに、補助金で買ってございましたので、その処理でこの経理処理をあげさせていただいております。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありますか。小島議員。

○小島俊二議員

はい3番議員と同じ質問なんです。企業会計において、貸借対照表というのは、根幹に関わることだろうと思いますんで、補正予算に貸借対照表で変更がある場合は必ず貸借対照表を付けないと、企業の状況を表すのに全く不適切だと思いますんで、次期今後こういったことが全くおこらないように注意していただきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

はい。御指摘ありがとうございます。次回からそのようにさせていただきたいと思います。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第68号から議案第70号までを別々に行います。はじめに議案第68号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。議案第68号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第68号については原案のとおり可決しました。次に議案第69号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を起立により採決します。議案第69号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第69号については原案のとおり可決しました。次に、議案第70号、令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。議案第70号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第70号については、原案のとおり可決しました。

日程第 11. 議案第 71 号

日程第 12. 議案第 72 号

日程第 13. 議案第 73 号

○中本正廣議長

日程第11、追加議案第71号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから日程第13、追加議案第73号、安芸太田町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。追加議案の説明をさせていただきます。議案第71号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。続いて議案第72号安芸太田町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び安芸太田町パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給及び費用弁償に関する条例の一部改正について。続いて、議案第73号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。提案理由、今回の条例改正は、本年の人事院勧告に基づき、職員及び会計年度任用職員の給与等について、月例給とボーナスを引き上げるとともに、特別職の期末手当を引き上げるため条例を一部改正することについて議会の議決を求めるものでございます。詳細については担当から説明させます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは、議案第71号でございます。安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。この改正につきましては、人事院勧告による民間給与格差を埋めるため、若年層を中心とした給与の引上げを行うものでございます。また、同様に、ボーナスについても0.1月分引き上げるものでございます。議案第72号でございます。失礼します。議案第72号、安芸太田町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び安芸太田町パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給及び費用弁償に関する条例の一部改正について。こちらも先ほど同様、会計年度任用職員についても、一般職同様、給与、ボーナスを同様に引き上げるものでございます。続きまして、議案第73号でございます。安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。特別職の期末手当については、報酬審議会の答申で人事院勧告に応じて増減を行うことが望ましいとされておりまして、今回の期末手当引上げ分としましての、0.05月分引上げ、年間支給月数を3.45月とするものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第71号から73号までを別々に行います。初めに、議案第71号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第71号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第71号については、原案のとおり可決しました。次に議案第72号、安芸太田町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び安芸太田町パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを、起立により採決します。議案第72号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第72号については、原案のとおり可決しました。次に、議案第73号、安芸太田町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第73号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第73号については、原案のとおり可決しました。

日程第 14. 議案第 74 号
日程第 15. 議案第 75 号
日程第 16. 議案第 76 号
日程第 17. 議案第 77 号
日程第 18. 議案第 78 号
日程第 19. 議案第 79 号
日程第 20. 議案第 80 号
日程第 21. 議案第 81 号

○中本正廣議長

日程第14、追加議案第74号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）から日程第21、追加議案第81号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて説明をさせていただきます。議案第74号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）。令和6年度安芸太田町一般会計の補正予算第7号は、9,145万8千円の増額を定めるものです。今回の補正は、物価高騰対策事業として、住民税非課税世帯に対する給付金の支給に必要な予算を確保するものと、人事院勧告等に伴う職員給与費の増によるものでございます。議案第75号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ61万8千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。議案第76号、令和6年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。令和6年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ643万円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度事業費の精算に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増と、人事院勧告の対応や職員退職に伴う職員給与費の減によるものでございます。議案第77号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ60万2千円の増額を定めるものです。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。続いて、議案第78号、令和6年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。令和6年度安芸太田町介護サービス事業特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ73万9千円

の増額を定めるものです。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。議案第79号、令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）。令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の予定額を3,105万1千円増額補正するものです。今回の補正は、人事院勧告に伴い、職員給与費について補正するものでございます。議案第80号、令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計の補正予算第2号は、収益的収入の予定額を263万4千円、支出の予定額を347万5千円増額補正するものです。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の増額が主なものです。議案第81号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第2号）。令和6年度安芸太田町下水道事業会計の補正予算第2号は、収益的収入予定額を87万1千円、支出の予定額を85万4千円増額補正するものです。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の増額が主なものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。議案第74号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ9,145万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億9,236万円と定めるものでございます。続いて、次のページ16ページ、第1表を御覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から物価高騰対応重点支援助交付金の国庫支出金としまして4千万円。財政調整基金からの基金繰入金4,995万8千円。そして諸収入としまして雑入150万円。この雑入につきましては、簡水下水道事業会計からの職員給与負担分でございます。これら歳入予算に充てさせていただきます。続きまして次のページ17ページの歳出でございます。上から、議会費、総務費から教育費につきまして、この表のとおり所要額をそれぞれ補正するものでございます。なお、このたびの歳出の補正につきましては、先ほど議案第71号から73号の人事院勧告に対応する職員給与費等の補正分が議会費や総務費、民生費などそれぞれに含まれているところでございます。それでは恐れ入りますが、ページで言いますと24ページ25ページまでちょっと飛んでいただくことになるんですけども、人事院勧告等に対する、職員給与費等の補正分についてでございますけれども、御覧のとおり議会費に続いて、総務費から、ページで言いますと39ページまでの教育費までに影響するんですけども、それぞれの職員給与費や特別会計の繰出金及び公営企業会計への補助金が関係しておりまして、人事院勧告等の対応といたしまして総額5,145万8千円を計上しているところでございます。それではただいま御説明させていただきました人勧対応を除きまして、補正予算の詳細につきまして担当課より御説明を申し上げます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは、2款の総務費の中の総務管理費、諸費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業です。ページのほうは24ページ25ページのほうをお願いいたします。今回の事業は、令和6年11月22日付での国の閣議決定等に基づき、物価高騰に伴う影響を被る住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の生活支援給付金を支給するとともに、世帯に属します18歳以下の方について、1人当たり2万円を加算して支給するものです。歳出の内訳でございますが、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金の給付事務に必要な会計年度任用職員1名分の報酬や諸手当、需用費、役務費、委託料など事務費分として200万円と、このたびの給付対象となります住民税非課税世帯を1,200世帯、また子ども加算を100名分と、それぞれ想定した給付金、3,800万円と合わせまして、合計4,000万円を計上させていただいております。なお、今回の補

正に対します歳入につきましては、国庫補助金でございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,000万円を歳入予算に充てさせていただき予定でございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第75号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ、61万8千円を追加して、歳入歳出総額をそれぞれ、8億6,164万8千円と定めるものでございます。このたびの補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。続きまして議案第76号、令和6年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ643万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,882万4千円と定めるものでございます。このたびの補正は前年度繰越金の精算に伴う、後期高齢者医療広域連合への納付金の増699万1千円、それと人事院勧告の対応や職員退職に伴う職員給与費の減、56万1千円を減額したものととなっております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは、議案第77号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ60万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,922万4千円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います職員給与費の増によるものでございます。続きまして議案第78号、令和6年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ、73万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,807万4千円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います職員給与費の増によるものでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、正岡病院事務長。

○正岡剛病院事務長

はい、議案第79号、令和6年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。今回は一般会計と同様に、8月に勧告された人事院勧告に基づく職員給与費についての補正になります。第2条、収益的収入及び支出の補正についてです。病院事業収益、費用ともに総額が20億6,015万7千円に、補正予算額3,105万1千円を増額し、20億9,120万8千円とするものです。第3条について、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費につきまして、議決予定額12億628万4千円に、第2条と同額3,105万1千円を増額し、計12億3,733万5千円とするものでございます。続きまして給与費補正の内訳を説明いたします。上段の表の比較にありますとおり、給与表の改正に伴い、一般職員の給与を4月から遡及して支給するため、1,734万6千円を増額するものです。下段の表の職員手当の内訳となりますが、給与表改正に伴い、中段左側に記載の時間外手当を147万4千円補正いたします。期末勤勉手当につきまして、一般会計と同様に0.1か月分引き上げるため、1,035万6千円を増額補正するものです。最後のページになります。費用につきましては先ほど申し上げた各補正額の明細と同額を計上していません。収益は今回の人事院勧告に伴う給与費の財源として一般会計からの負担金交付金で、増加額と同額を措置する予算としております。以上説明を終わります。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第80号、令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）です。今回の主な補正内容は、人事院勧告による職員給与費の増額、また固定資産台帳の確定に伴う補正でございます。第2条の収益的収入及び支出です。まず上段、簡易水道事業収益です。こちらは、給与費固定資産台帳確定に伴います減価償却費の増額に伴い営業外収益を263万4千円増額いたしまして、1億8,441万円に補正するものです。続いて下段です。簡易水道事業費用です。給与費等、固定資産台帳確定に伴います減価償却費を合計347万5千円を増額し、1億8,527万円に補正するものです。内訳は、給与費が95万6千円、減価償却費が251万9千円となっております。参考ですが、ページ129ページのほうへ、開始貸借対照表とキャッシュフロー計算書、また130ページ、131ページですか、こちらのほうに予定貸借対照表を添付してございます。御確認をよろしくお願いいたします。続きまして、はい、議案第81号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）です。今回の主な補正内容は、下水道事業と同様でございます。こちらのほう第2条、収益的収入支出ですが、まず上段の下水道事業収益です。こちらは営業外収益87万1千円を増額し、4億8,581万4千円に補正いたします。続いて下段です。下水道事業費用です。給与費と固定資産台帳確定に伴う減価償却費、合計85万4千円増額し、4億8,559万7千円に補正いたします。内訳といたしましては、給与費が54万4千円、減価償却費が31万円となっております。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。10分間休憩といたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時50分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を始めます。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第74号から議案第81号までを一括して起立により採決します。議案第74号から議案第81号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第74号から議案第71号までについては、原案のとおり可決しました。81号までについては原案通り可決しました。

日程第22. 発委第4号

○中本正廣議長

日程第22、発委第4号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例案の提出についてを議題といたします。議会改革調査特別委員会委員長から、提案理由の説明を求めます。小島委員長。

○小島俊二議会改革調査特別委員会委員長

はい、発委第4号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について説明させていただきます。今回の発委第4号につきましては、安芸太田町議会議員の議員報酬につきまして、一般議員につきまして現行20万円を24万8千円に、各委員長及び議長副議長につきましても4万8千円の増額を提案するものでございます。提案理由を述べさせていただきます。安芸太田町議会では、議会改革調査特別委員会を設置し、議会改革に取り組み、議会中継、タブレット導入等に取り組むとともに、議員定数、議員報酬の在り方について議論を重ね、次期改選期に向けて、1人の議員定数削減を決定した状況の中、さらなる議会の活性化や、今後議員を志す優秀な人材の確保、立候補しやすい環境づくり等の観点から、報酬を引き上げる条例の改正を行うものである。この報酬引上げが、若者の様々な、若者など様々な方が政治参加を目指す環境づくりの一助となるよう期待するとともに、後世においても、今回の議会判断が正しい判断であるとの評価を受けることを期待するものです。あわせて、今回町三役に準じ、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げる条例改正案を提出するものでございます。以上提案理由についてを述べさせていただきました。

○中本正廣議長

以上で委員長からの提案理由の説明を終わります。既に議会改革調査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論あり」の声あり。)

討論ありと認めます。まず原案に反対者の発言を許します。影井議員。

○影井伊久美議員

発委第4号、安芸太田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出につきまして、反対の立場から討論いたします。報酬改定については、これまで度重なる議論の上、本定例会において、新たに月額4万8千円増額を示されました。議員報酬は、議員が職務を果たすための基本的な経済基盤を支えるものであり、その職務に専念するためには報酬を適切な水準にすることが重要であると考えます。全国的、広島県内でも見直しや改革の動きが続いており、その背景に、成り手不足や年齢構成の多様化などが挙げられています。また、先日の委員会で同僚議員が示された、広島県の最低賃金上昇率は20年間で、1.58倍でございます。本町の議員報酬は20年間据置きとなっており、県内でも最低額となっております。そんな中、本町において若い世代に直接思いを聞いてみたところ、志はあっても生活が成り立たないのでは立候補も難しい。本業も全力投球しなければならない中で、議員活動との両立は難しいなどといった声が聞かれます。これは議会改革調査特別委員会で行ったアンケートの中にも同様の意見が多く見られました。加えて、私個人の話にはなりますが、唯一の40代、子育て世代でもあり、働き盛りの世代でもございます。当初の2年間はコロナ禍ということもあり、活動が思うように進められませんでした。現状はこれまで進めてきた自身の事業もほぼ停止状態で議員活動に専念をいたしております。自身が動けば動くほどできる仕事も徐々に増えてきて、やりがいを感じる一方で、動けば動くほど活動資金も膨らみ、持ち出しも増えてまいります。議員活動をする上で、町内を走り回り、皆さんの声を聞くことが1番大切なことと認識しております。ですがその上で、皆さんからいただいた声をどのように反映、実現していくかを模索することが、我々議員の務めだと捉えております。そのために研鑽を積む視察や研修を精力的に行い、町に新たな視点や風を吹き込む1人であり続けることが大切です。また、国、県、他市町の議員との交流やつながりを持つことで、得られる情報も多くなり、同様の課題解決に取り組む。このような活動も大変重要であります。そうした活動を積み重ねるからこそ、執行部との議論を深めていけることと感じております。この3年半、議員活動をさせていただき、感じていることとございます。以上の現状を踏まえまして、具体的な反対理由といたしまして、一つ目に、増額については賛成であるものの、今回の増額によって多様な年齢構成に寄与する適切

な金額であるかが疑問であります。適切に報酬が確保されることにより、多様な人材、世代、議員活動に、専念しやすくなります。特に若い世代や働き盛りの世代が立候補し、その後議員活動をする上で、経済的なハードルを下げることで、議会全体の活性化を図ることも期待できます。議員が町政に集中することで、政策提言や議会改革においても資質の向上が見込まれ、議会としての活動も充実し、町全体の利益にもつながります。もちろん報酬だけではなく、そのほかにも、議会の見える化など議会改革を進めるべきですが、あわせて議員の年齢構成を多様化するためには、経済的事情にかかわらず、議員活動に専念できる環境を整えることが重要です。であるから、月額4万8千円の引上げで、これらが整うとは考えにくく、現段階での中途半端な引上げが得策だとは思えません。次期改選後に段階的な報酬引上げビジョンがあれば、今回の報酬額の改定で折り合いをつけるのではなく、しっかりと現議会としてのビジョンを示し、今議論を尽くすべきではないでしょうか。議員のあるべき姿や住民の望む議員像を住民とも共有した上で、適正な議員報酬額を導き出す必要があると考えます。今回の報酬額の改定プロセスに1議員として自信を持って賛成とは言い切れません。二つ目に、議員報酬改定の議論当初から、政務活動費についても提案してまいりました。政務活動費については、活用の状況を明らかにするため、領収書や報告書の提出が義務付けられており、それらの支出内容は公開されていることから、使途が明確でもあります。現在、月額1万円の支給となっておりますが、報酬が低く、政務活動費も低いことにより、議員活動が制約されることは住民にとっても利益を損ねることとなります。また、行政事務が複雑化しており、人口減少が著しく、課題が山積している本町であるからこそ、議員個人も、知見や見識を高めるあるいは知識や認識をアップデートした上で、議会議員活動に臨まなければなりません。これらの観点から、政務活動費の引上げも勘案すべきだと私は考えます。以上の理由から、議論を尽くしたとは言いがたく、反対といたします。令和6年12月12日、影井伊久美。

○中本正廣議長

次に原案に賛成の発言を許します。11番佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発委第4号、議員報酬についての条例改正、これに賛成の立場から討論をさせていただきます。安芸太田町の議員報酬については、平成16年10月の合併以来、20年間同額で推移しております。今回、議会改革特別委員会において、一般住民のアンケートや、懇談会で御意見をいただきました。また、特別委員会において、度重なる慎重審議を重ね、9月定例会において議員定数を次回から、12名の定数から1名減とし、11名と定数条例を改正を行いました。議員一同、今後の議員活動の意識向上を図るとともに、開かれた議会へより一層の努力を図ることを確認をいたしております。今回の議員報酬についても、今日まで、幾度となく検討を協議してきた経緯があり、20年間結論も出ず、現在に至っております。全国の類似自治体においても、近年の物価高騰、また諸費用の上昇などで議員の成り手不足の対策として、議員報酬の増額傾向がありますが、私はこの議員報酬をアップすることで、議員成り手不足解消になるとは思っておりません。本町も、議員アンケート調査による議員活動の詳細調査の結果をもとに算定した今回の原価方式による増額案に賛成するものです。以上です。

○中本正廣議長

次に原案に反対の発言を許します。ありませんか。次に原案に賛成の発言を許します。1番角田議員。

○角田伸一議員

議席番号1番の角田伸一でございます。発委第4号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に賛成の立場で討論を行います。内容は、安芸太田町議会議員の報酬額、20万円を24万円に改正するものです。旧加計町、旧筒賀村、旧戸河内町が合併して、

安芸太田町が誕生した平成16年10月1日から20年が経過をしています。この間の安芸太田町議会議員の議員報酬額20万円は、据え置かれてきました。これまでも、議会改革調査特別委員会で、議員報酬の改定に向けて、資料の収集や、検討を重ねてきたところですが、条例改正に至ることはなく、20年が経過をしました。来春の安芸太田町議会議員の改選期に向け、この機会に、次期議会からの議員報酬額について、改正をしておくべきとの思いで、アンケート調査の実施、また住民との懇談会を開催し、住民から直接意見を聞くこともいたしました。住民の意見として、現状の議員報酬額20万円について、上げるべき、現状でよい、下げるべき、分からないなどの意見がありました。様々な意見のある中で、時代に即した議会議員の報酬額について検討し、全国議長会の議員報酬シミュレーションで、議員報酬額24万8千円が算出されました。この議員報酬額を24万8千円とすることに賛成の意思を表します。その理由は、合併当時、20年前の最低賃金は645円でした。現在の最低賃金は1,020円。58.1%増となっています。合併当時のガソリン価格は110円台であったと思いますが、現在は170円台で、54.5%となっております。様々なものが値上がりしてきており、合併当時と現在の経済環境は変化をしています。そのときそのときの経済環境の中で、様々な活動が行われることが自然の成り行きだと思います。このたびの議員報酬額の改定額は、20年前から現在に至る議員報酬額20万円を24万8千円、率で示すと24%、4万8千円の増額となるものです。上昇率24%は、最低賃金の上昇率、ガソリン価格の上昇率と比較して低いものですが、4万8千円という金額は大きなものです。若年層の政治参加意欲向上のために、時代の経済の流れに即した議員報酬額について、議論を深める必要があるとの意見もあります。20年間の格差解消議論を深めることも必要ですが、20年間に生じた格差を、一気に解消するには大きな抵抗があります。この機会に、議論を先送りすれば、ますます取り残されることとなります。本議会において、改選後の議会議員の報酬額を全国議長会の議員報酬シミュレーションで算出された議員報酬額24万8千円に定めることに賛成をするものです。以上で賛成討論とします。令和6年12月12日、安芸太田町議会議員角田伸一。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これから発委第4号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例案の提出についてを起立により採決します。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発委第4号については、原案のとおり可決しました。

日程第23. 陳情第26号

○中本正廣議長

日程第23、陳情第26号、道の駅来夢とごうち再整備計画に関する要望書についてを議題といたします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。津田委員長。

○津田宏産業建設常任委員会委員長

はい、それでは審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。件名、陳情第26号、道の駅来夢とごうち再整備計画に関する要望書。提出者、太田川森林組合代表理事組合長 井居勇次。陳情の要旨、道の駅来夢とごうち再整備計画においての、安芸太田町内産の木材の利用促進。審査結果です。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵するとともに、製造時のエネルギー消費が比較的少ないとされる資材であり、公共施設などの建築物を木造化することにより、

炭素の長期にわたる貯蔵を可能にすることができる。このことから、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物における木造の利用促進を図ることが喫緊の課題となっております。安芸太田町では国の指針に基づき、安芸太田町の建築物等における木材の利用促進に関する方針を定め、安芸太田町流域材を中心とした広島県産材等の利用促進を通じ、林業・木材産業の振興に取り組むこととしております。道の駅来夢とごうち再整備計画において、安芸太田町内産の木材を使用することで、森林所有者並びに地域事業者の経済的、社会的な地位の向上、地域資源の有効活用、森林保全にもつながる。よって、採択といたします。以上報告します。令和6年12月12日、産業建設常任委員会委員長 津田宏。以上です。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第26号、道の駅来夢とごうち再整備計画に関する要望書についてを起立により採決します。委員長の報告は陳情第26号を採択しようとするものです。陳情第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第26号については委員長の報告のとおり陳情を採択することに決定しました。

日程第24. 閉会中の継続審査

○中本正廣議長

日程第24、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員長から陳情第19号から陳情第25号までの7件について、閉会中の継続審査としたいとの申出があります。お諮りします。総務常任委員長からの申出のあった陳情7件を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって陳情第19号から陳情第25号までの7件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25. 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第25、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。従って各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに

決定しました。お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。ここで閉会にあたって橋本町長から発言の申出がありますのでこれを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会をいただきましたので、令和6年第7回定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なる御審議をいただき、令和6年度補正予算並びに関係議案を可決いただき、誠にありがとうございました。賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務遂行に当たって、特に念頭に置いて対応してまいります。本定例会では、とりわけ次年度予算編成の内容について、多くの御質問をいただきました。私にとっても、町政2期目の最初の予算編成であり、そして町としても幾つかの大型事業を並行して進んでいるところであり、また次年度からは新たな長期総合計画安芸太田町総合ビジョンがスタートするという幾つかのタイミングも重なったために、皆様の御関心も高かったものと受け止めております。予算編成と総合ビジョン取りまとめという大きな作業が並行して進んでいるために、職員の負担も例年以上に大きいものと心配いたしますが、職員をいたわりながら、職員をいたわりながら、一方で努力を惜しまず町民の皆さんと力を合わせて、過疎を乗り越えるという強い意志を持って誠心誠意取り組んでまいります。また、長らく懸案でありました、指定管理施設いこいの村ひろしまについては、宿泊事業の民営化ということで、一定の目途が立ってまいりました。施設の整理が大変だということを改めて感じているところでございますが、こちらも円滑に事業が移行できるよう、最後まで取り組んでまいります。最後になりますが、これから年末に向けて、議員の皆様も何かと多忙な日々を迎えられることと思います。週末は寒波もやってくるようですが、健康には十分御留意されて、新年をおそろいで健やかに迎えいただきますよう祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。この1年間、どうもありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で橋本町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和6年第7回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

閉会 午後3時20分